



引っ越しシーズン！ 市への手続きをお忘れなく！

■住所が変わるときは手続きを

転居の届け出には本人確認書類（運転免許証など）、マイナンバーカード（お持ちの人のみ）が必要です。

市外へ転出する人

転出前または転出後14日以内に届け出をして、転出証明書（無料）を受け取り、新しい住所地の市区町村に、転入後14日以内に提出してください。なお、マイナンバーカードをお持ちの人はスマートフォンから転出届を提出できます。



市内へ転入してきた人・市内で転居する人

引っ越し後、14日以内に届け出をしてください。

市民課 ☎537-5734
(本庁舎1階⑤番窓口)

■し尿の収集が必要な人は手続きを

市民課（本庁舎1階⑦番窓口）、各支所、北部清掃事業所の窓口で手続きをしてください。なお、転居などにより最後のくみ取りが必要な人は、早めにご連絡ください。

北部清掃事業所 ☎558-9787

■該当する人は各窓口で手続きを

市外へ転出または市内へ転入、市内で転居する人で、下記に該当する人は手続きが必要です。

対象者	届け出・お問い合わせ
国民健康保険の加入者	国保年金課 ☎537-5736 (本庁舎1階⑨番窓口)
後期高齢者医療制度の加入者	
子ども医療費助成を受けている人	子育て支援課 ☎537-5796 (市役所別館〈荷揚複合公共施設〉3階)
児童手当の受給者	子育て支援課 ☎537-5793 (市役所別館〈荷揚複合公共施設〉3階)
介護保険の被保険者	長寿福祉課 ☎537-5741 (本庁舎1階⑭番窓口)
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を持っている人、自立支援医療の受給者	障害福祉課 ☎537-5786 (本庁舎1階⑮番窓口)

各種手続き・届け出は、各支所、本神崎・一尺屋連絡所でも受け付けています。

※精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療の手続きは本庁舎、東部・西部保健福祉センターのみ、し尿の収集の手続きは本庁舎、各支所のみ

各支所
連絡先▶



東部・西部
保健福祉センター
連絡先▶



多量のごみは有料収集 または処理施設へ

■有料収集の申込み 最低料金 1,960円〈1,890円〉

廃棄するごみの種類・量が決まったら、早めにお申込みください。収集日は申込みの際に決定します（申込み順）。

申込み・問	東部清掃事業所 ☎523-0322	西部清掃事業所 ☎541-5473	佐賀関支所(佐賀関地区) ☎575-1122
	※建物の中からの搬出はできません。		
	清掃業務課 ☎568-5763		

■処理施設への持ち込み

料金 10kgまでごとに35円(40円)
※350kgを超える場合は10kgまでごとに100円(105円)

指定有料ごみ袋に入れる必要はありません。リサイクルできる紙類や布類は各地区のごみ収集で出してください。※施設内でのごみの積み下ろしは搬入者で行ってください。3月末～4月初めは大変混雑します。時間に余裕を持って搬入してください。

受入れ・問	月～土曜日 午前8時30分～正午、午後1時～4時30分
	佐野清掃センター(大字佐野) ☎593-4047
	福宗環境センター(大字福宗) ☎588-0113
	清掃施設課 ☎537-5659

※〈 〉内の金額は、4月1日(火)からの料金です。
※家電リサイクル対象品などは、有料収集や処理施設への持ち込みができません。

水道の届け出も お忘れなく

■水道の使用を始めるとき

▶水道使用開始届

上下水道局からの案内書をお持ちの人は、案内に沿って手続きしてください。案内書がない場合は、お問い合わせください。

■水道の使用を止めるとき、長期間使用しないとき

▶水道使用中止届

水道使用中止届を届け出る際は、「領収書」または「水道使用水量等のお知らせ」に記載されている『上下水道番号』をお知らせください。

上下水道局中央料金センター ☎538-2416

市民課(本庁舎1階⑦番窓口)、各支所、市ホームページのオンライン申請システムでも手続きができます。

届け出・問



住民異動に伴う業務で 窓口を開きます



3/29^土・30^日 4/5^土・6^日

市民課窓口状況案内
待ち人数の確認はこちら



- 時間:午前8時30分～午後5時15分
- 場所:市役所本庁舎1階 ※各支所、各連絡所は開設しません。
- 駐車場:市営荷揚立体駐車場をご利用ください。
※市役所利用の場合、3時間無料で駐車できます。

★…住民異動に伴うもののみ

受付窓口	取扱業務	お問い合わせ
市民課 ⑤番	<ul style="list-style-type: none"> ●住民異動届の受け付け ※戸籍の届け出と同時にを行う場合は取り扱うことができません。戸籍の届け出は、当直室(本庁舎地下1階)で24時間受け付けています。 ●住民票の写し・記載事項証明書の交付★ ●印鑑登録の受け付け★、印鑑登録証明書の交付★ ●小・中学校の転入学通知書の交付(転入や転居に係るもの) 	☎537-5734
市民課 ⑦番	<ul style="list-style-type: none"> ●水道の届け出★、ごみカレンダーの配布★ 	
国保年金課 ⑨番	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険の資格異動受け付け★ ※高額療養費などの給付に関する事務、保険料(税)の納付相談、納付に関する事務の受け付けはできません。 ※国民年金の手続きは、年金事務所での確認が必要なため、取り扱うことができません。 	☎537-5736

※届け出には、本人確認書類(運転免許証など)、マイナンバーカード(お持ちの人のみ)が必要です。
詳しくは、担当課へお問い合わせください。

住民票の写し等の証明書は コンビニ等でも取得できます！

※利用には、マイナンバーカードが必要です。

取得できる証明書

- ①住民票の写し(本人、同一世帯分)
- ②印鑑登録証明書(本人分)
- ③戸籍証明書(全部・個人事項証明書)
- ④市民税・県民税課税証明書(本人分)
- ⑤所得証明書(本人分)



利用可能時間

毎日午前6時30分～午後11時
(システムメンテナンス日を除く)
※サービスを利用できる日時は、店舗の営業時間によって異なります。

問 ①～③の証明書について
市民課 ☎537-5615
④・⑤の証明書について
税制課 ☎537-5673

大分市に住民登録や 本籍がない人も①住民票や ②戸籍謄本などを取得できます！

取得できる人

- ①本人、住民票に記載されている同一世帯の人
 - ②本人、配偶者、直系尊属、直系卑属
- ※代理人による請求はできません。

取得できる証明書

- ①住民票の写し
※本籍・筆頭者は記載されません。
- ②戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)
除籍全部事項証明書(除籍謄本)
※戸籍個人事項証明書やコンピュータ化されていない戸籍・除籍は取得できません。

受付窓口

市民課、各支所、各連絡所(②のみ)〈今市連絡所を除く〉
※運転免許証などの顔写真付きの本人確認書類が必要です。
※システムメンテナンス等により利用できないことがあります。

問 市民課 ☎537-5615